⑿　名称　ゴールドマン・サックス・インターナショナル
住所　英国　ＥＣ４Ａ２ＢＢ　ロンドン市フリートストリート　133　ピーターボロコート
⒀　名称　株式会社ＣＳＫ－ＩＳ
住所　東京都港区南青山二丁目26番１号
⒁　名称　ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国ニューヨーク州10179ニューヨーク市マディソン・アベニュー383
⒂　名称　ジェー・ピー・モルガン・マーケッツ・リミテッド
住所　英国ロンドン市ＥＣ２Ｙ　５ＡＪ、ロンドンウォール125
⒃　名称　Shibuya　Gate特定目的会社
住所　東京都中央区新川一丁目１番７号新川ビル４－Ａ、ＳＫ内
⒄　名称　清水建設株式会社
住所　東京都港区芝浦一丁目２番３号
⒅　名称　ジャイクアジアホールディングスピーティーイーリミテッド
住所　シンガポール共和国　049705、エクイティープラザ、20セシルストリート15―02
⒆　名称　株式会社ジャフコ
住所　東京都千代田区大手町一丁目５番１号
⒇　名称　昭栄株式会社
住所　東京都千代田区神田錦町１丁目２番地１
(21)　名称　住友商事株式会社
住所　東京都中央区晴海１－８―11　晴海アイランド　トリトンスクエア　オフィスタワーＹ棟
(22)　名称　住友不動産株式会社
住所　東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
(23)　名称　大成建設株式会社
住所　東京都新宿区西新宿一丁目25番１号
(24)　名称　大和ハウス工業株式会社
住所　大阪府大阪市北区梅田三丁目３番５号
(25)　名称　ＷＩＢリアルエステート・ファイナンス・ジャパン株式会社
住所　東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー37階
(26)　名称　ＴＣＩファイナンス株式会社
住所　東京都港区北青山二丁目５番１号伊藤忠ビル３階
(27)　名称　デカバンク・ドイッチェ・ジロツェントラーレ
住所　ドイツ、フランクフルト、アム・マイン　60325、マインスナー・ランドシュトラーセ　16
(28)　名称　東海観光株式会社
住所　東京都港区高輪二丁目16番45号
(29)　名称　東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
住所　東京都中央区日本橋三丁目６番２号
(30)　名称　東京建物株式会社
住所　東京都中央区八重洲一丁目９番９号
(31)　名称　トランスバリュー信託株式会社
住所　東京都中央区日本橋本町４－８―16
(32)　名称　名古屋薬業厚生年金基金
住所　愛知県名古屋市中区丸の内三丁目１―35
(33)　名称　日本アジア投資株式会社
住所　東京都千代田区神田錦町三丁目11番地精興竹橋共同ビル
(34)　名称　日本土地建物株式会社
住所　東京都千代田区霞が関一丁目４番１号
(35)　名称　株式会社ＮＩＰＰＯ
住所　東京都中央区京橋一丁目19―11
(36)　名称　株式会社ニューオータニ
住所　東京都千代田区紀尾井町４番１号
(37)　名称　野村不動産株式会社
住所　東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
(38)　名称　ハイポ・リアル・エステート・キャピタル・ジャパン株式会社
住所　東京都千代田区大手町一丁目５番１号
(39)　名称　株式会社ハドソンアドバイザーズ債権回収
住所　東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
(40)　名称　ハヤテパートナーズ　ピーティーイー　エルティーディー
住所　レベル10、55マーケットストリート、シンガポール048941
(41)　名称　日立キャピタル信託株式会社
住所　東京都港区西新橋２丁目15番12号
(42)　名称　特定目的会社ブルーノ
住所　東京都中央区日本橋本町一丁目９番13号
(43)　名称　マッコーリー・バンク・リミテッド
住所　2000　オーストラリア連邦、ニューサウスウェールズ州、シドニー、マーティンプレイス１番
(44)　名称　丸紅株式会社
住所　東京都千代田区大手町１丁目４番２号
(45)　名称　三井住友ファイナンス＆リース株式会社
住所　東京都港区西新橋三丁目９番４号
(46)　名称　三井物産株式会社
住所　東京都千代田区大手町１丁目２番１号
(47)　名称　三井不動産株式会社
住所　東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
(48)　名称　三菱地所株式会社
住所　東京都千代田区大手町一丁目６番１号
(49)　名称　三菱ＵＦＪリース株式会社
住所　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
(50)　名称　渡辺　章博
住所　東京都世田谷区成城六丁目25番22号

3　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成23年９月１日から平成25年８月31日まで

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成23年４月１日から平成23年７月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成23年８月31日　　財務大臣　野田　佳彦

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成23年４月１日から平成23年７月31日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	258,930	6,249	
24	パテントレザー等	2,082	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	70,237	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	1,031,823	1,318	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	96,305	0	
29	履物の一部品目	79,737	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	46,956	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	194,142	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	28,387	0	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成24年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。